

# 児童発達支援きりん 利用料金一覧

ご不明な点については、  
下記までお問い合わせください。  
082-554-7368

## ・児童福祉法に基づく個別給付費支給対象サービスに関する利用料について

(児童福祉法に基づく個別給付費支給対象サービスの単価 1単位あたり10.6円)

算定	名称	単位数	単価	詳細
<input checked="" type="checkbox"/>	児童発達支援給付費	513	¥5,438	・利用定員10人以下で障害児に対し放課後に指定放課後等ディサービスを行う場合。
<input checked="" type="checkbox"/>	児童発達支援給付費	721	¥7,643	・利用定員10人以下で障害児に対し休業日に指定放課後等ディサービスを行う場合。
<input checked="" type="checkbox"/>	児童指導員等加配加算	187	¥1,982	・基準を上回る数の専門職員等を1名以上配置(常勤換算)している場合。
<input checked="" type="checkbox"/>	児童指導員等加配加算	123	¥1,304	・基準を上回る数の児童指導員等を1名以上配置(常勤換算)している場合。
<input checked="" type="checkbox"/>	専門的支援加算	187	¥1,982	・基準を上回る数の※専門職員を1名以上配置(常勤換算)している場合。
<input checked="" type="checkbox"/>	個別サポートⅠ	100	¥1,060	・指標該当の判定が出来的る児童を受け入れ、支援している場合。※対象児童のみ算定
<input checked="" type="checkbox"/>	個別サポートⅡ	125	¥1,325	・虐待等の理由で要保護、要支援の児童を受け入れ、支援している場合。※対象児童のみ算定
<input type="checkbox"/>	家庭連携加算(1時間未満)	187	¥1,982	・障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に対する相談援助等の支援を行った場合。(月4回まで)
<input type="checkbox"/>	家庭連携加算(1時間以上)	280	¥2,968	・障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に対する相談援助等の支援を行った場合。(月4回まで)
<input checked="" type="checkbox"/>	事業所内相談支援加算Ⅰ	100	¥1,060	・障害児とその家族等に事業所内において相談援助を行った場合。(月1回まで)
<input type="checkbox"/>	事業所内相談支援加算Ⅱ	80	¥848	・複数の障害児とその家族等に事業所内において相談援助を行った場合。(月1回まで)
<input checked="" type="checkbox"/>	利用者上限管理加算	150	¥1,590	・事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合。
<input checked="" type="checkbox"/>	福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15	¥159	・常勤の職員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が35%以上雇用されている場合。
<input checked="" type="checkbox"/>	欠席時対応加算Ⅰ	94	¥996	・利用する児童が、急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合。(月4回まで)
<input checked="" type="checkbox"/>	欠席時対応加算Ⅱ	94	¥996	・利用する児童が、急病等によりサービス提供時間が30分未満の際に、連絡調整や相談援助を行った場合。(月4回まで)
<input type="checkbox"/>	特別支援加算	54	¥572	・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に機能訓練又は心理指導を行った場合。
<input type="checkbox"/>	強度行動障害児支援加算	155	¥1,643	・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行った場合。
<input type="checkbox"/>	関係機関連携加算Ⅰ	200	¥2,120	・保育所、学校と連携して個別支援計画等を作成した場合。(年1回まで)
<input type="checkbox"/>	保育・教育等移行支援加算	500	¥5,300	・障害児が、地域において保育・教育を受けられるように支援を行うことにより、通所支援事業を退所して保育所等に通うことになった場合。
<input checked="" type="checkbox"/>	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位の8.1%		・加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全て及び職場環境等要件を満たす場合。
<input checked="" type="checkbox"/>	福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位の1.3%		・加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全て及び職場環境等要件を満たす場合。
<input checked="" type="checkbox"/>	送迎加算	54	¥572	・居宅等または学校から事業所への送迎を行った場合。(1回あたり)

平日の利用想定額(往復の送迎利用有)	約 ¥8,724	※利用者負担額上限は、市民税非課税世帯 0円、市民税所得割28万円未満の居宅で生活する障害児 4,600円、それ以外 37,200円となります。障害児通所支援受給者証をお持ちの方は、『利用者負担に関する事項』欄をご確認ください。
--------------------	----------	--

※1 専門職員…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理療法の技術を有する従業者又は視覚障害者の生活訓練の養成を行う研修を終了した者

## ・児童福祉法に基づく個別給付費支給対象外サービス(実費負担分)に関する利用料について

名称	単価	詳細
行事食	¥380	・企画や行事において昼食作り等を行った場合。
弁当購入	¥380	・土曜日、長期休業日に昼食を持参されなかった場合。
おやつ代	¥50	・おやつを食べた場合。
クッキング代	¥150	・おやつ企画に参加された場合。
教材費	-	・その都度の計画書に基づく。材料費等。
ファイル代	¥255	・連絡帳用ファイルを購入された場合。